にっぽうニュース

（令和4年1月31日）

① 特許調査

特許調査には色々目的がありますが、特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）を利用するかと思います。

（1）先行技術調査

自分が発明をしたときに、同じようなものが既に出願されていないか確認します。

（2）侵害調査

自分が開発した製品が他人の特許権を侵害していないか確認、または、自分の特許権を他人が侵害していないか確認します。

（3）無効調査

自分の製品が他人の特許権を侵害していると警告されたときに、その他人の特許権を無効にできないか確認します。

（4）技術動向調査

自分の製品の技術分野において、どのような特許が出願されているか（競合他社がどのような研究をしているか）定期的に確認します。

② 商標調査

（1）登録性調査

まず、商標に識別力（商品を提供する者が誰か区別する機能）があるかどうかを判断します。例えば、著名な商標かどうか、商品との関係で普通名称や品質表示（地名も含む）かどうかを判断します。

指定商品・役務の類否は、類似商標・役務審査基準に類似群コードが記載されており、類似群コードが同じものは類似の商品・役務と判断します。商品との関係で品質誤認がないかも判断します。

商標の類否は、外観（見た目）、称呼（読み方）、観念（意味合い）等を見て出所の混同（需要者が区別できない）のおそれがあるかどうか判断します。

（2）使用調査

他人が登録商標を3年以上継続して使用していない場合は、不使用取消審判を請求することで、商標登録を取り消すことができるので、商標を使用した証拠がないか確認します。

こちら特許部

NIPPO 日峯（ニッポウ）国際特許事務所

〒310-0062 茨城県水戸市大町1-2-6 水戸プライムビル3F

ご質問やご相談を承ります。
どうぞ、お気軽にお問い合わせください。

☎ 029-228-5622

✉ info@nippo-patent.jp